

独立行政法人医薬基盤研究所平成18年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規程に基づき、平成17年4月1日付けをもって認可された独立行政法人医薬基盤研究所中期計画を達成するため、同法31条第1項に定めるところにより、次のとおり、平成18年度計画を定める。

平成18年3月31日

独立行政法人医薬基盤研究所

理事長 山西 弘 一

第1 業務運営の効率化に関する事項を達成するためにとるべき措置

（1）機動的かつ効率的な業務運営

ア・理事長が直接、業務の進捗状況を把握し、必要な指示を行うため、幹部会等において業務の進捗状況の報告、問題点等の議論を行う。

- ・定型的業務の外部委託を推進する。
- ・嘱託、顧問等の臨時的職員を有効活用するとともに、業務の遂行に当たり必要となる法律、知的財産等の専門知識について外部の弁護士、弁理士等を活用することにより、常勤職員を極力抑える。
- ・基盤的研究部においては、引き続きプロジェクトチーム制を採用し、研究テーマ等の変化に応じて柔軟かつ効果的に対応できる組織形態とする。
- ・年度計画に基き、各部門の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。

イ・競争的研究資金の申請・獲得状況、共同研究・受託研究の実施状況など各種文書情報について、体系的な整理・保管、情報の収集・分析が可能となるようデータベース化を推進する。

（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等

ア・中期目標期間を見通した経費節減策を検討する。

- ・調達コストの削減に努め、一般管理費の節減を図る。

イ・業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る。

ウ・上記イに掲げる効率化に向けた取り組みを進める一方で、医薬品・医療機器の研究開発を促進する観点からの新たな社会的・政策的要請に配慮する。既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置

A. 全体的事項

(1) 戦略的事業展開

ア・基盤的研究等外部評価委員会、基礎的研究評価委員会、実用化評価委員会において、内外の科学技術研究の動向や有望な研究分野等に関する知見を集める。

・基盤的研究等外部評価委員会において、基盤的研究及び生物資源研究について評価を受け、評価結果を予算等の研究資源の配分に反映する。

・基礎的研究評価委員会、実用化研究評価委員会において、基礎的研究事業、実用的研究支援事業において重点を置くべきテーマについて意見を聴取し、公募テーマの設定や評価に反映する。

イ・所内セミナーや研究成果発表会の開催により、研究所内の各部門の研究手法や研究成果等について情報交換を行う。

・研究所内の部門間での共同研究を実施し、異なる研究分野からの情報や研究手法等を積極的に活用する。

(2) 外部評価

・幅広い分野の学識経験者からなる運営評議会において、研究所の業務運営全般について審議し、そこでの提言や改善策を業務運営に反映させる。

(3) 情報公開

ア・法人文書の管理を適切に行い、情報公開請求に迅速に対応できる体制を維持する。

・研究所の活動状況や基本的な規程等について、ホームページ等を通じた積極的な情報発信を行う。

・ホームページの閲覧者が、関心のある情報へ迅速にアクセスできるよう、掲載情報の体系的な整備を進める。

イ・外部監査、内部監査を実施し、その結果を公表する。

・財務状況を年次報告として公表する。

(4) 成果の普及及びその活用の促進

ア・研究所の研究成果について、ホームページやパンフレットにより公表する。

イ・製薬企業や各種研究機関の参加を得て、本研究所の研究成果の普及を目的とした講演会やシンポジウムを複数回開催する。

・研究所の一般公開を開催し、研究活動の紹介、研究施設・設備の公開を行うとともに、小中学生も参加できるイベント等を開催し、研究所の活動に対する一般の理解を深める。

・生物資源研究部、霊長類医科学研究センター、薬用植物資源研究センターにおいて研究者に対して生物資源の利用に関する専門的技術・知識を深めるための講習会を開催す

る。

ウ・基盤的研究及び生物資源研究の研究成果につき、合計60報以上の査読付き論文を科学ジャーナル等論文誌に掲載する。

エ・国際会議、シンポジウム等での口頭発表を国内及び海外において積極的に行う。

オ・研究所の研究成果に基づく特許権の取得を積極的に行うため、TLOの協力を得て、特許取得に関する相談等を行う。

カ・研究所が所有する特許権等の実用化を促進するため、ホームページを通じた広報を行うとともに、TLOを通じて製薬企業等への普及を図る。

キ・特許権等の研究成果を受託者に帰属される、いわゆるバイ・ドール方式による研究契約を資金提供先との間で締結し、研究成果の積極的な活用を促進する。

(5) 外部研究者との交流、共同研究の促進、施設及び設備の共用

ア・民間企業等との共同研究である「医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究プロジェクト」、「ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究プロジェクト」等を推進する

- ・複数の民間企業からの受託研究である「疾患モデル動物研究プロジェクト」を推進する。

- ・霊長類医科学研究センターの研究施設など、当研究所の有する施設・設備について外部研究者による利用を推進する。

- ・大阪大学医学部、薬学部の連携大学院としての活動を開始し、大学院生の受け入れを通じた交流を行う。

- ・ホームページ、パンフレット、各種セミナー等を通じて、当研究所における研究活動に関する情報発信を積極的に行う。

- ・関係学会、各種セミナー、シンポジウムへの参加等を通じて国内外の研究動向等の把握を行う。

イ・共同研究規程、受託研究規程等に基づき、内部研究評価委員会における審査等を通じて外部機関との研究交流を適正に実施する。

B. 個別的事項

1. 基盤的技術研究

(1) 医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究

国立医薬品食品衛生研究所及び製薬企業等との共同研究により以下を実施する。

ア・150個の化合物に関する暴露実験を完了する。

- ・遺伝子発現データ、毒性学的データ、毒性予測遺伝子マーカー及び臨床副作用情報等を格納したデータベースの構築を完了する。

イ・上記のデータベースを基盤とし、医薬品開発の初期段階においてより安全性の高い医薬品候補化合物のスクリーニングに貢献できる、毒性予測システムの構築を進める。

ウ・上のデータベース及びシステムの将来における公開に向けて、公開する情報の内容や公開方法について検討を行う。

(2) ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究

ア・引き続き、研究協力機関から提供されたヒト血清試料を用いて、新規疾患関連たんぱく質解析研究を実施する。ヒト血清試料に関しては、同位体標識法（cICAT法）による質量分析法により、疾患関連たんぱく質の探索・同定及び定量を行う。ヒト組織試料に関しては、研究協力機関より打ち合わせ結果に基づき調整された試料を用い、前処理法の確立、cICAT法による質量分析の実施、疾患関連たんぱく質の探索・同定及び定量を行う。

イ・研究協力機関から提供された臨床情報及びヒト試料の解析結果に基づき、疾患と特異たんぱく質の相関性を示すデータベースの構築を推進する。

ウ・データベースの公開を目指し、準備を進める。

エ・本研究で得られた成果については、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団と共同名義で特許出願し、知的財産権を取得する。

(3) 疾患関連たんぱく質の有効活用のための基盤技術開発

ア・前年度に作製した抗体ライブラリーを用いて、微量の疾患関連たんぱく質に対して抗体を単離できる手法を確立する。また、前年度に作製した疾患関連たんぱく質の構造変異体ライブラリーなどを用いて、疾患関連たんぱく質の解析を開始する。

・シグナル伝達因子の細胞内局在変化等を利用して生活習慣病に関与するシグナル経路の同定を行うとともに、シグナル経路の異常を検出するための系の開発等を行う。

イ・細胞レベル及び個体レベルで、ナノ粒子やペプチドなどを用いた動態制御・評価技術の開発に着手する。

(4) 新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究

ア・ヘルペスウイルスについて、宿主細胞への侵入過程に関わる因子の同定を進めるとともに、その機能解析を行う。

イ・ヘルペスウイルスの成熟、細胞外の出芽などに関わる因子の同定を進めるとともに、その機能解析を行う。

ウ・ヘルペスウイルスを用いた遺伝子運搬体（ベクター）の開発に向けて、ウイルスの複製に非必須な遺伝子領域の探索を進めるとともに、当該領域を応用してワクチン開発のための組み換えウイルスの作製を行う。

エ・ヘルペスウイルスの感染によって作用する免疫担当細胞の機能調整に関わる因子の探索を行う。

・免疫応答に関わるシグナル調節分子（SOCS分子等）について、生体内における機能を解析するとともに、その特性を利用して免疫機能を制御する手法に関する研究を行う。

。

(5) 新世代抗体産生基盤研究

ア・ヒト型人工リンパ組織の構築に向けて、人工リンパ組織構造と適応免疫反応の誘導に重要な役割を果たすと考えられるストローマ細胞由来の因子をコードする遺伝子をDNAマイクロアレイによって検索する。

- ・ヒト型人工リンパ組織構築のための基盤研究として、重要遺伝子を強制発現させたストローマ細胞を用いて、より効率のよい人工リンパ組織構築法の開発を目指す。
- ・マウスを用いて、人工リンパ組織による適応免疫反応を利用した感染症、あるいは腫瘍に対する治療モデル系を構築する。

(6) 遺伝子導入技術の開発とその応用

ア・アデノウイルスの種々のカプシドタンパク質を改変したベクターを開発し、その遺伝子導入特性を明らかにする。

- ・簡便な遺伝子抑制型（siRNA発現）アデノウイルスベクター作製法の開発を行う。

イ 霊長類を用いて、改良型アデノウイルスベクターの遺伝子導入特性を明らかにする。

ウ・アデノウイルスベクターを用いて幹細胞に分化誘導遺伝子を発現させることにより、特定の細胞への分化誘導を検討する。

2. 生物資源研究

(1) 遺伝子

ア 遺伝子の開発・収集、品質管理

- ・遺伝子変異の記載されたヒト疾患遺伝子のcDNAクローンの収集を引き続き行い、神経疾患関連遺伝子についてはさらに100種以上収集する。それらとの比較解析のため、カニクイザルおよびチンパンジーについて、それぞれ2,000種および300種以上の標準遺伝子クローンを新たに開発し、配列決定・比較解析を行う。

イ 遺伝子の供給体制の整備・情報の発信

- ・遺伝子クローンに関する情報収集を進めるなど遺伝子情報データベースの充実を図るとともに、データベースの利用状況を調査し、今後の運営に反映させる。
- ・財団法人ヒューマンサイエンス振興財団研究資源バンクと連携して遺伝子分譲の促進を図り、年間供給件数約80件を達成する。
- ・カニクイザル完全長cDNAクローンを用いてcDNAチップを作製し、その試験運用を行う。

(2) 培養細胞

ア 細胞の収集、維持、品質管理、長期安定的保存、供給

- ・新規に40種類以上の培養細胞を収集し、品質管理を実施し凍結保存する。
- ・微生物の汚染の有無を検査し、細胞・真菌マイコプラズマ等の混入を排除した高品質な細胞とする。また、マルチプレックスPCRを用いた新規の高感度ウイルス検出試験法などの研究開発を引き続き行う。

- ・新規に収集したヒト培養細胞について、遺伝子解析技術を利用した細胞の同定識別を実施する。また、全染色体中の16ローカスを用いたSTR-PCR法の利用により、精度の高い識別技術の開発を引き続き行う。

- ・外部研究者が細胞に関する情報検索を容易にできるなど、ホームページのコンテンツの充実を図り、年間供給数3,100試料を達成する。

イ 培養細胞関連情報のデータベース化と研究者への提供

- ・収集した細胞の学術情報、文献情報、培養情報、品質管理・保存に関する情報を収載したデータベースの維持・管理を行うとともに、データベースシステムの全面更新を行い、その充実を図る。

- ・分譲記録の収載したデータベースを活用して、細胞のクロスコンタミネーションに関する情報を研究者へフィードバックするなど利用者への綿密な支援を実施する。

- ・データベース化した情報をホームページを通じて外部研究者へ迅速に公開する。

ウ ヒト由来研究資源等に関する研究倫理に関する基盤整備

- ・諸外国におけるバイオバンク事業の状況や法制度など、ヒト試料の利用に関する国際的国内動向、創薬研究に伴うヒト試料の利用状況、これに対する法的・社会的基盤整備の状況等について調査・検討を行い、成果をホームページで公開する。

- ・上の成果を医薬基盤研究所倫理委員会に報告し、審議に役立てる。

(3) 薬用植物

ア 薬用植物等の収集、保存、情報整備及び行政的要請への対応

- ・保存・交換用として薬用植物等の種子400点以上を採集・保存する。

- ・種子交換によりシシウド属、オケラ属等を重点的に収集する。

- ・薬用植物データベースについて、薬用植物35種の文字データを作成するとともに、画像データの収集を行う。

- ・交換用種子リストを作成して国内外関係機関への配布を行い、要望に応じて種子・種苗の提供を行う。

- ・研究者や行政からの問い合わせに対応するため、前年度作成したケシ属植物のデータにオニゲシ等のデータを追加する。

- ・薬用植物の栽培指針の作成を目的として、クソニンジンの特性調査やサラシナショウマ等の栽培試験を行うとともに、トウガン等の栽培指針を完成させる。

イ 薬用植物等の保存、増殖、栽培、育種に必要な技術並びに化学的、生物学的評価に関する研究開発

- ・薬用植物種子の貯蔵による発芽率の変化の検定を継続するとともに、発芽条件についてのデータの整備に着手する。

- ・カンゾウの国内栽培化に向けた研究を継続するとともにナイモウオウギ等の大規模機械化栽培に向けて、播種・育苗・収穫の機械化の研究を行う。

- ・新品種の育成に向けて、シャクヤク新品種候補系統について基準品種との比較試験を開始するとともに、引き続き、ダイオウ等の育種に取り組む。

- ・植物中の医薬品成分となりうる化合物（特にベンジルイソキノリン系アルカロイド）の生合成に関与する遺伝子の機能解析を引き続き行う。
- ・薬用植物のエキスをを用いた抗リーシュマニア活性のin vitroでのスクリーニングを引き続き行い、活性の強い植物を選択する。活性のあった植物エキス2種について活性化化合物の単離と化学構造決定を行う。

（４）実験用小動物

ア 新たな疾患モデル動物の開発と病態解析、関連技術の開発

- ・遺伝子改変等により、疾患モデル動物として、先天代謝異常症、プリオン病などのモデルの作成と評価を引き続き行うとともに、生活習慣病などのモデルの作成と評価を進める。
- ・先天性腎疾患モデルマウスなどの病態解析を引き続き行う
- ・新規発生工学技術として、卵巣内卵子の有効利用法の開発を行う。
- ・複数の製薬企業からの受託研究である「疾患モデル動物研究プロジェクト」として、骨関節症高発マウス、高発がんマウス、ヒト組織移植用SCIDマウス 等について、病態解析・遺伝子解析を行うとともに、研究開発に適した系統への改良に関する研究等を行う。

イ 実験動物の系統維持、収集、保存、供給及び関連情報の発信

- ・実験動物（マウス、スナネズミ、マストミス、ハムスター、モルモット）について、繁殖的学的特性に基づいて飼育・系統維持を行う。
- ・マウス等について、現有系統の胚・精子等の凍結保存を行うとともに、外部研究機関から有用系統の収集を行う。
- ・実験動物研究資源バンクとして、外部の研究者に対し、生体又は胚・精子の形態で実験動物の供給を行う。
- ・昨年度からの公開を開始した保有動物に関するデータベースについて、動物の特徴・文献情報など情報量の充実を図り、ホームページで公開する。

（５）霊長類

ア 高品質の医科学研究用霊長類の繁殖、育成、品質管理、供給

- ・カニクイザルの繁殖効率を高めるための研究を行い、年100頭の育成ザルの供給体制を確立する。

イ 医科学研究用霊長類リソースの開発・整備

- ・サルタイプDレトロウイルス非感染カニクイザルの供給に向けて、昨年度確立した非感染パイロットコロニーの規模拡大を図るとともに、他のウイルスについても非感染コロニーを確立する。
- ・各種霊長類の胚、配偶子、細胞の保存技術の開発を行う。
- ・老齡サルからなるAging Farmにおいて、昨年度に確立した画像解析技術を用いて、循

環器疾患モデルの充実を図る。

- ・ C型肝炎などの感染症モデルの開発に向け、昨年度に開発したモデルの病態解析を行う。
- ・ カニクイザルの飼育、繁殖、育成、健康管理、実験技術等に関するデータベースについて、昨年度に完了した基本設計に基づき、収載情報の充実を図る。

3 研究開発振興

(1) 国民の治療ニーズに即した研究開発の振興による国民保健の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置

ア 有望案件の発掘

- ・ 論文、各種研究報告書等からの情報収集により技術マップ（医療分野のバイオ関連研究施設・企業の研究者とその研究テーマに関する情報集）及び知財マップ（医療分野のバイオ関連研究施設、企業の有する特許などの知的所有権に関する情報集）の充実を図り、研究開発動向の把握、有望な研究や研究者の発掘に利用する。
- ・ 保有特許の有望性に基づいた案件発掘や採択時評価に資するよう、応募書類に記載されている保有特許については、特許情報データベースを活用するなどして、内容を精査する。
- ・ マーケティングの観点から適正な評価をするために、ベンチャーキャピタル等、投資環境やバイオ市場をよく知る民間企業や公的団体との定期的な情報交換を行い、実現性
- ・ 収益可能性がより高い案件の発掘精度を向上させる。

イ 社会的要請に基づいた案件の採択

- ・ 将来的に実用化という形で社会還元できる可能性が高く、社会的要請を反映した案件を採択する。
- ・ 実用化研究については、民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い研究テーマについて、実用化計画の妥当性、研究実施体制、技術力等の面から実用化の可能性を定量的に評価したうえで、更に収益性について定量的に評価し、収益可能性の高い案件を支援する。
- ・ 社会的要請を公募テーマの設定に反映させるため、臨床現場等に対しアンケート調査を実施する。
- ・ 実施したアンケート調査の結果を取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、次年度以降の案件採択に反映する。

ウ 国家政策上、重要性が高いテーマの選定・採択

- ・ 国家政策上、重要性の高いテーマがある場合、政策目的に沿った案件採択を行う。

エ 研究内容を重視した案件の採択

- ・研究開発計画の内容を重視し、真に優れた研究案件を採択する。
- ・厚生労働省を通じて他省庁に資金提供先を照会することにより、特定の案件、研究者への研究開発資源の集中を排除するよう努める。

(2) 知的財産の創出及び製品化の促進に係る目標を達成するためにとるべき措置

ア プログラムオフィサー制度の実施

- ・プログラムディレクター、プログラムオフィサーを配置する
- ・プログラムディレクター、プログラムオフィサーは、電話や訪問等を通じて研究開発の進捗状況の把握に努める。また、研究開発の進捗状況に応じ、評価を行った専門家の意見を踏まえ、研究方法など研究開発計画の見直しを指導するとともに、研究開発資源配分の見直しを行う。
- ・指導・助言等の実施にもかかわらず、計画に比して研究開発の進捗が著しく遅延しているプロジェクトについては、原則として中止する。
- ・プログラムディレクターが、明確な基準に基づきプログラムオフィサーの業績評価を行い、処遇面へ反映できるような評価方法を試行する。

イ 政策目的の実現に適した評価手法の確立

- ・プロジェクトの事前評価から終了時評価に至るまで、一貫した考え方に基づいて評価するため、定量的指標を用いた評価を行う。
- ・定量的指標については、保健医療への貢献度、独創性・新規性、計画の妥当性、研究開発の実施体制・実施能力等に関する項目を設定するとともに、項目間の適切なウェイト付けを行う。
- ・資金提供先が提出した申請書類による評価のみではなく、面接や訪問ヒアリング等による評価を実施し、①当該研究開発課題において必要不可欠な研究機器の有無、②当該研究開発課題のチームの規模等にも配慮した上で資金配分を実施する。
- ・希少疾病用医薬品等開発振興業務については、試験研究の進捗状況について年1回報告を求めるとともに、進捗に遅れのある企業については適宜報告を求め、進捗状況に応じた助成金交付額決定を行う。また、過去に3事業年度以上助成した品目（同一効能）について、更に継続して助成する場合には、開発の可能性について重点的に確認を行う。さらに、助成終了後も承認申請までの状況を把握することにより助成金が効果的に使用されたかどうか把握する。

ウ 外部有識者の活用等による実効性のある評価の実施

- ・外部有識者による会議を開催するとともに、厚生労働省の意見を聴取した上で、あらかじめ優先公募すべきテーマを明確にし、ホームページに掲載して広く公表する。
- ・中立かつ公正な採択評価を行うため、外部有識者により、研究課題や事業目標の二段階評価（第一次評価、第二次評価）を実施する。

- ・第一次評価については、各分野の先端的技術に精通した専門家を積極的に委嘱し、書面審査による専門的評価を行う。
- ・第二次評価については、外部有識者による評価会議を設置し、第一次評価の妥当性を検証する。
- ・各研究開発プロジェクトにおいては、応募書類においてプロジェクト終了時点での到達目標とそのための方針を明確に記述させ、採択時評価に役立てる。また、継続中のプロジェクトについては、プロジェクトの進捗状況の報告を求めて評価を行うとともに、指導・助言を行う。特に実用化研究については、外部有識者による評価結果をもとにプロジェクトの縮小・中止・見直し等を迅速に行う。平成17年度で終了したプロジェクトについては、研究の成果の報告を求めて終了時評価を行う。
- ・希少疾病用医薬品等開発振興業務については、交付条件に関し、関係企業に事前に文書で通知するとともに、説明会を開催する。また、申請企業に対するヒアリングを集約化し回数を減らすなど交付手続きの簡略化を図る。さらに助成品目、交付先企業、助成金交付額、助成期間について公表し、事業の透明性を図る。

エ バイ・ドール方式による研究成果の活用

<基礎的研究の成果の活用>

- ・日本版バイ・ドール条項を適用した契約書を用いて、資金提供先との契約締結を行う。
- ・中期目標期間終了までに採択課題1件あたりの査読付論文の発表数と特許出願件数を10%以上増加できるように以下の事項に取り組む。
 - ①新規案件については、具体的な研究成果が期待される課題を優先的に採択する。
 - ②既存案件については、論文の発表や特許の出願といった具体的な成果を挙げた案件に対して資金配分額を増やすなど、研究者のインセンティブを高める。
 - ③論文や特許といった具体的な成果が期待できるものに研究のテーマを絞るよう、研究者を促していく。

<実用化研究の成果の活用>

- ・日本版バイ・ドール条項の趣旨を踏まえ、研究成果（特許権等）を受託者たる民間企業等に帰属させるいわゆるバイ・ドール方式による委託事業を実施する。
- ・製品化に近い実用化研究を行っているベンチャー企業を重点的に支援するため、①公募時の応募書類に開発しようとしている製品ごとの研究開発段階についての詳しい記述を求める。②採択時の評価項目や評価基準は、収益性及び製品化・実用化可能性に関するものを重視する。
- ・採択時に実効性のある研究計画書及び市場ニーズや競争環境という視点を入れた収益見通しに関する書類の提出を求め、収益が見込まれる案件の採択に努める。

オ 研究成果等の公表

- ・発表会、年報、ホームページを活用し、研究成果については研究結果・特許の申請・取得件数等を、評価結果については評価の点数等を公表する。

(3) 利用しやすい資金の提供に係る目標を達成するためにとるべき措置

ア 電子化の推進

- ・公募開始の1ヶ月以上前よりホームページその他の媒体を通じて公募に係る事前の周知を行う。
- ・応募に必要な書類は、ホームページからダウンロードできるような仕組みとする。
- ・応募書類や各種報告書等の電子的な受入れを実施する。

イ 審査の迅速化

- ・新規採択課題については、公募締切から採択決定までの期間を、中期目標期間終了時までに、中期目標期間前の5年間の平均期間と比べ0.5ヶ月間程度短縮できるよう、書類の電子化や業務フローの改善を行う。

ウ 選定結果の公表

- ・応募総数や採択案件の案件名・研究内容・配分額等を広く公表する。
- ・不採択案件の応募者に対しては、郵送にて評価内容・不採択事由等を通知する。

エ 弾力的な研究費の交付

- ・研究開発費の繰越を行うための条件やその際の運用方法を策定し、資金提供先へ通知する。

(4) 承継業務の適正な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置

- ・出資法人に対し具体的な事業計画を含めた報告書の提出を求め、研究成果の事業化・収益化を促す。
- ・事業計画を含めた報告書を精査した上で、外部専門家の意見を踏まえ、株式の保有を継続するか処分するかについて、平成18年度の方針を決定し、速やかに実行する。
- ・貸付金の回収については、償還計画に沿った回収を着実に進める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

第4 短期借入額の限度額

(1) 借入限度額

8億円

(2) 短期借入れが想定される理由

- ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足
- イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給
- ウ その他不測の事態により生じた資金の不足

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

各勘定において、以下に充てることができる。

- ・業務改善に係る支出のための財源
- ・職員の資質向上のための研修等の財源
- ・知的財産管理、技術移転にかかる経費
- ・研究環境の整備に係る経費

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する事項

- ア・各種セミナーや研修会の開催、外部セミナーの参加等により研修の機会を提供し、職員の資質や能力の向上を図る。
 - ・職員の業績、能力、目標達成状況等を年度毎に評価し、評価結果を報酬や昇給・昇格に適切に反映するため、新たな人事評価制度について常勤職員を対象とした試行を行い、本格実施に向けた検討を行う。
 - ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。
- イ・公募を中心として必要な分野の有能な人材の確保を図る。
 - ・基盤的研究部において常勤職員を採用する際には、所属する研究プロジェクトの実施期間を考慮して原則として5年以内の任期を付して雇用する。
- ウ・就業規則の服務関係規定に基づき、採用時における契約書の提出や兼業承認の適切な運用等を行い、当研究所と製薬企業等との不適切な関係を生じることがないように、必要な人事管理を行う。

(2) セキュリティの確保

- ・IDカードによる入退出システム管理システムの適正な運用を図るとともに、入退出管理について職員への周知徹底を図る。
- ・情報セキュリティ規程に基づき、情報セキュリティの確保について職員への周知徹底を図る。

予算

平成 18 年度の予算

(単位：百万円)

区 分	開発振興勘定	研究振興勘定	承継勘定	計
収入				
運営費交付金	11,443			11,443
施設整備費補助金収入	200			200
政府出資金		1,400		1,400
受託研究収入	113			113
貸付回収金			142	142
融資事業収入			16	16
納付金収入	90			90
業務外収入	76	4	65	145
運用収入	43	4	65	112
雑収入	32			32
計	11,922	1,404	224	13,550
支出				
業務経費	9,778	1,400	8	11,186
施設整備費	200			200
借入金等償還			115	115
借入金利息			13	13
一般管理費	991	4	16	1,011
人件費	879		30	909
計	11,848	1,404	181	13,432

【注記 1】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

収支計画

平成18年度の収支計画

(単位：百万円)

区 分	開発振興勘定	研究振興勘定	承継勘定	計
費用の部				
經常費用	11,650	1,404	71	13,125
研究業務費	9,759			9,759
委託事業費		1,400		1,400
融資事業費			8	8
人件費	882		34	916
一般管理費	1,009	4	17	1,030
財務費用			12	12
収益の部				
經常収益	11,722	4	75	11,800
運営費交付金収益	11,440			11,440
民間団体受託等研究収入	113			113
融資事業収入			11	11
納付金収入	90			90
資産見返負債戻入	2			2
財務収益	44	4	64	112
雑益	32			32
純利益 (△純損失)	72	△ 1,400	3	△ 1,324
目的積立金取崩額				
総利益 (△総損失)	72	△ 1,400	3	△ 1,324

【注記1】 開発振興勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

【注記2】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

資金計画

平成18年度の資金計画

(単位：百万円)

区 分	開発振興勘定	研究振興勘定	承継勘定	計
資金支出				
業務活動による支出	11,648	1,404	54	13,106
研究業務費	889			889
基礎研究事業費	8,193			8,193
開発助成費	678			678
研究委託業務費		1,400		1,400
出融資事業費			8	8
人件費	879		30	909
一般管理費	1,009	4	16	1,029
投資活動による支出	200		400	600
財務活動による支出			127	127
長期借入金の返済			115	115
借入金利息			13	13
次年度への繰越金	1,005	26	516	1,547
計	12,853	1,429	1,097	15,380
資金収入				
業務活動による収入	11,722	4	224	11,950
運営費交付金収入	11,443			11,443
納付金収入	90			90
民間団体受託等研究収入	113			113
融資事業収入			16	16
貸付回収金			142	142
雑収入	32			32
利息の受取収入	43	4	65	112
投資活動による収入	200		500	700
財務活動による収入		1,400		1,400
政府出資金収入		1,400		1,400
前年度よりの繰越金	931	26	373	1,330
計	12,853	1,429	1,097	15,380

【注記】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
(18年度) 霊長類医科学研究センター電気設備等改修工事 霊長類医科学研究センター検疫棟P2区域空調設備等改修工事	200 10 10	施設整備費補助金

【注記】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数においては、合計と一致しないものがある。